

議案説明資料

～ 追 加 議 案 分 ～

【 目 次 】

・ 議案第 63 号

八幡浜中学校武道場新築建築主体工事請負契約の締結について…………… p. 1

・ 議案第 64 号

八幡浜市議会議員及び八幡浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を
改正する条例の制定について…………… p. 7

・ 議案第 65 号

八幡浜市報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定について…………… p. 9

令和 7 年 6 月
(令和 7 年 6 月 18 日提出)

件 名	八幡浜中学校武道場新築建築主体工事請負契約の締結について
担 当 課	総務企画部 財政課
根拠法令等	・ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号 ・ 八幡浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年条例第 52 号）第 2 条

【概要】

1. 工事番号 07 国補学建委第 9 号－1
2. 工事名称 八幡浜中学校武道場新築建築主体工事
3. 工事期間 令和 7 年 6 月 日 ～ 令和 8 年 2 月 28 日
4. 予定価格 188,642,300 円（内消費税等 17,149,300 円）
5. 請負金額 184,250,000 円（内消費税等 16,750,000 円）
6. 請負業者 株式会社河野工務店
7. 施工場所 八幡浜市八代
8. 工事概要 八幡浜中学校武道場
木造平屋建て、延床面積 447.17 m²

一般競争入札結果調書

入札執行担当課 財政課

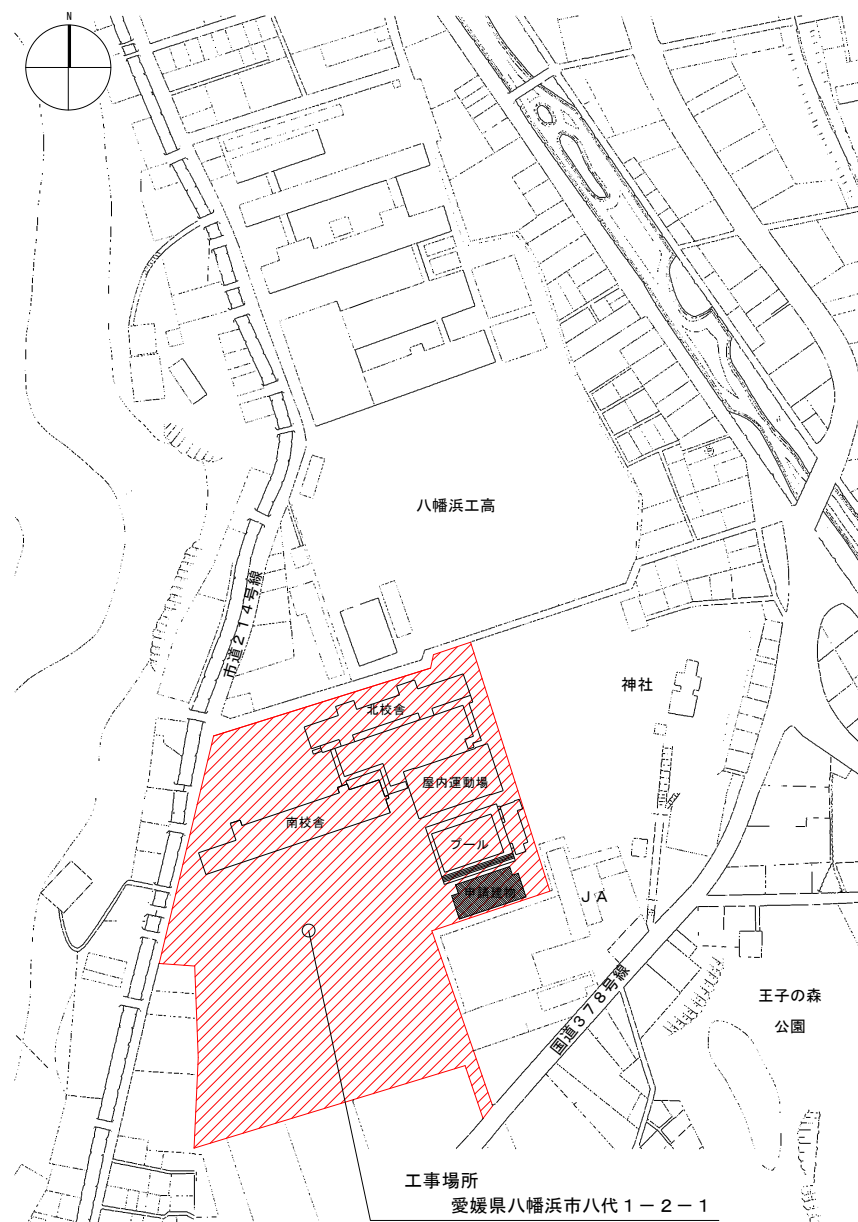
(工事番号) 07国補学建委第9号-1
工 事 名 八幡浜中学校武道場新築建築主体工事
工 事 箇 所 八幡浜市八代
入 札 日 時 令和 7年 6月 5日(木) 午前10時00分
落 札 者 (株)河野工務店(愛媛県八幡浜市八代人加志169番地)
落 札 金 額 ￥184,250,000- [税込]
工 事 の 着 手 及 び 完 成 年 月 日 契約日の翌日 ~ 令和 8年 2月28日(土)
工 事 概 要 八幡浜中学校武道場
工 事 種 別 建築一式
予 定 価 格 ￥171,493,000- [税抜]
調 査 基 準 価 格 ￥157,773,560- [税抜] (事後公表)

他

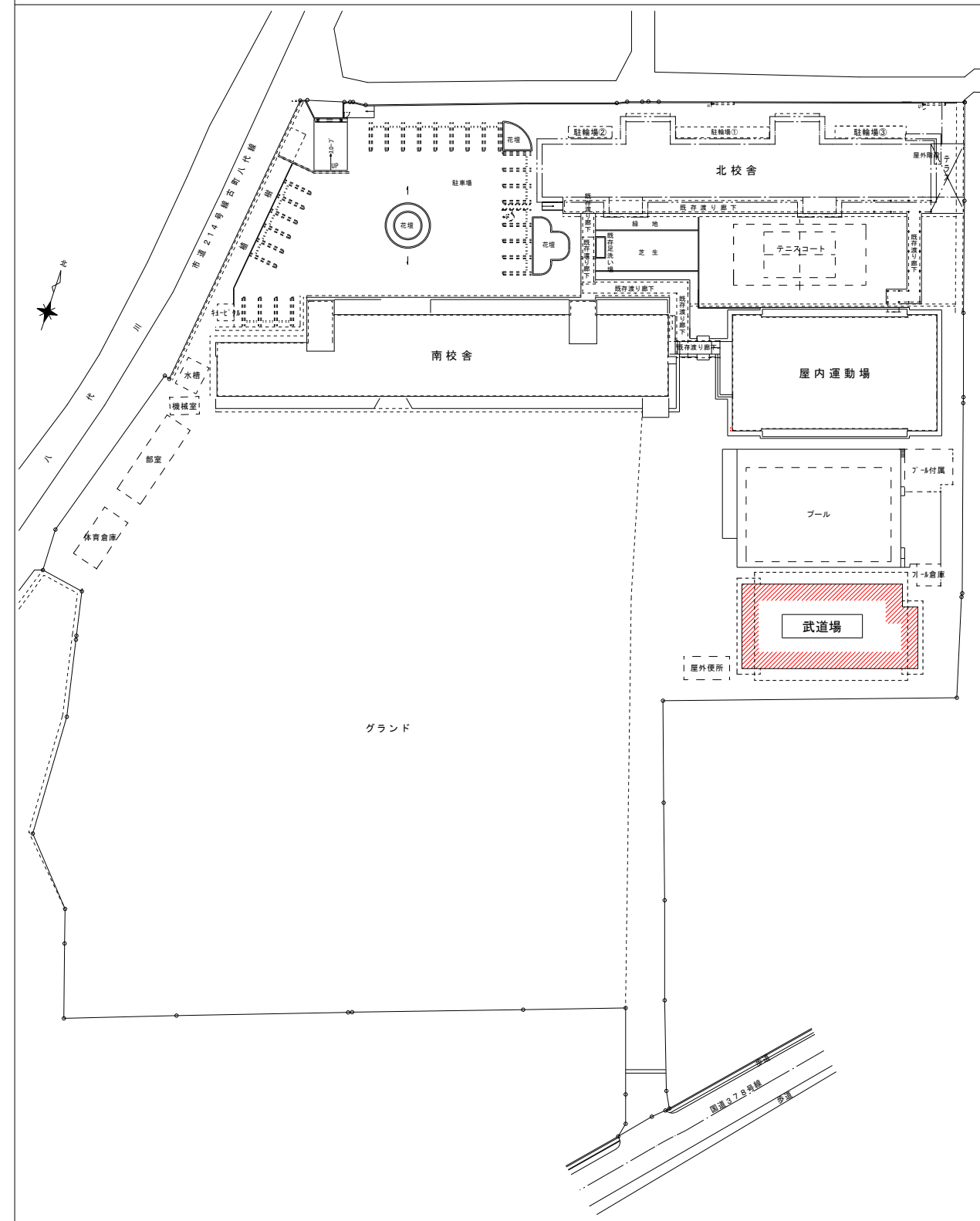
入 札 者		第 1 回			
氏 名	住 所	入 札 高			
(株)河野工務店	愛媛県八幡浜市八代人加志169番地	落札 円 167,500,000	落札率 97.7%		
(株)中井建設	愛媛県八幡浜市若山4番耕地92番地	円 168,000,000			
小西建設(株)	愛媛県八幡浜市古町二丁目1番15号	円 168,400,000			
堀田建設(株)	愛媛県八幡浜市郷1番耕地12番地1	円 168,700,000			
		円			
		円			

上記金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）が会計法規上の申込みに係る価格である。

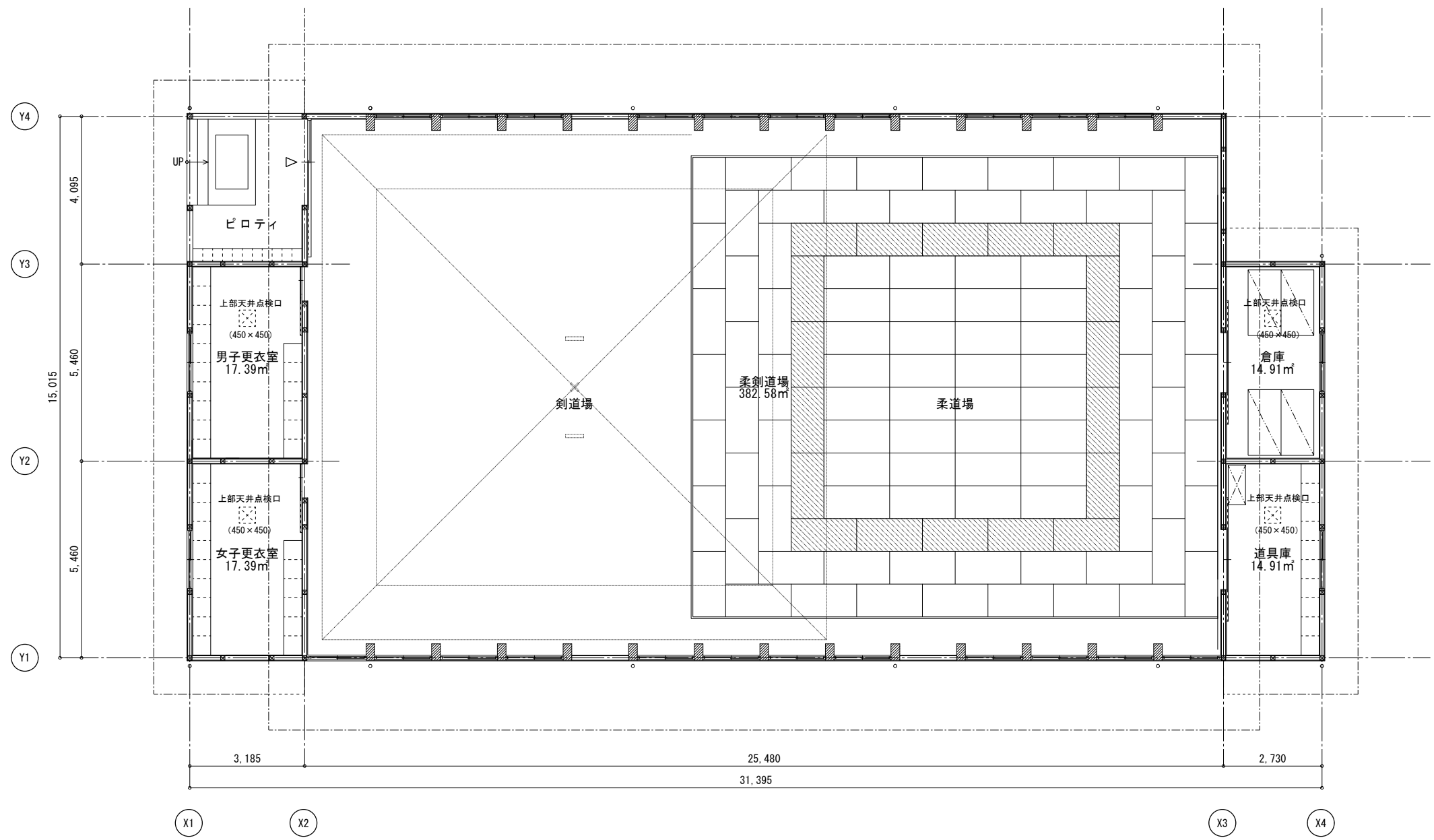
付近見取図



配置図

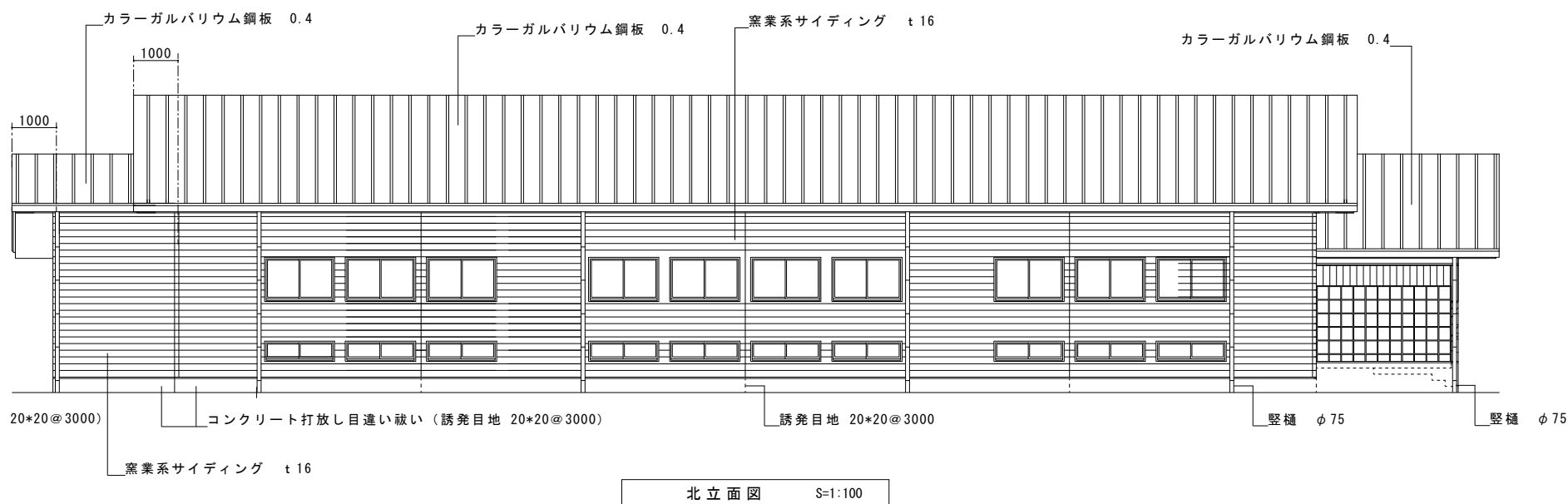
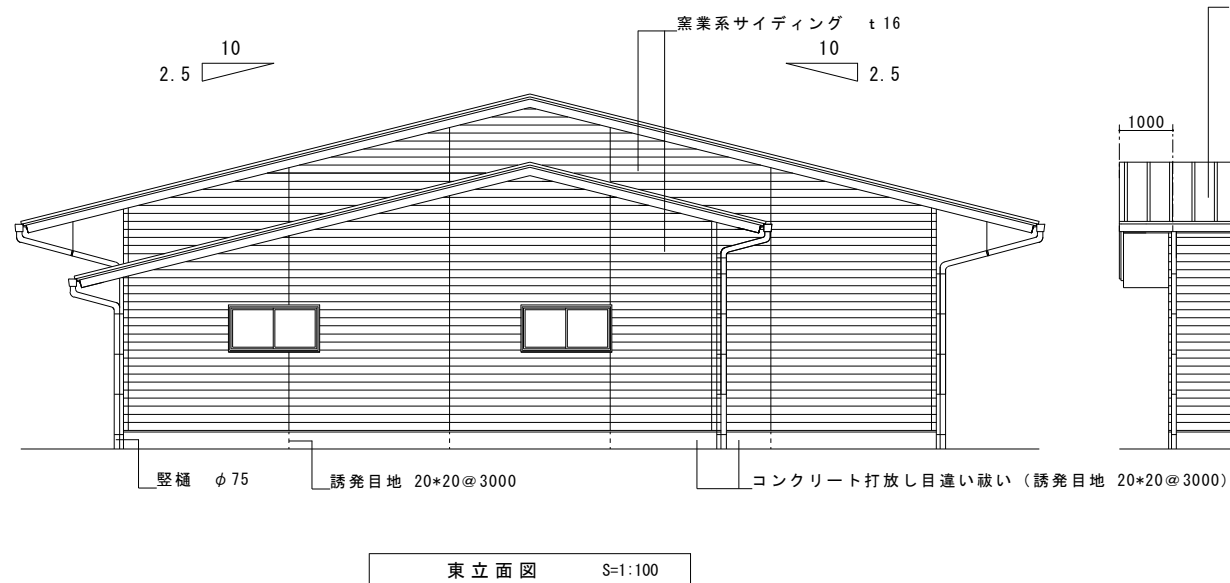
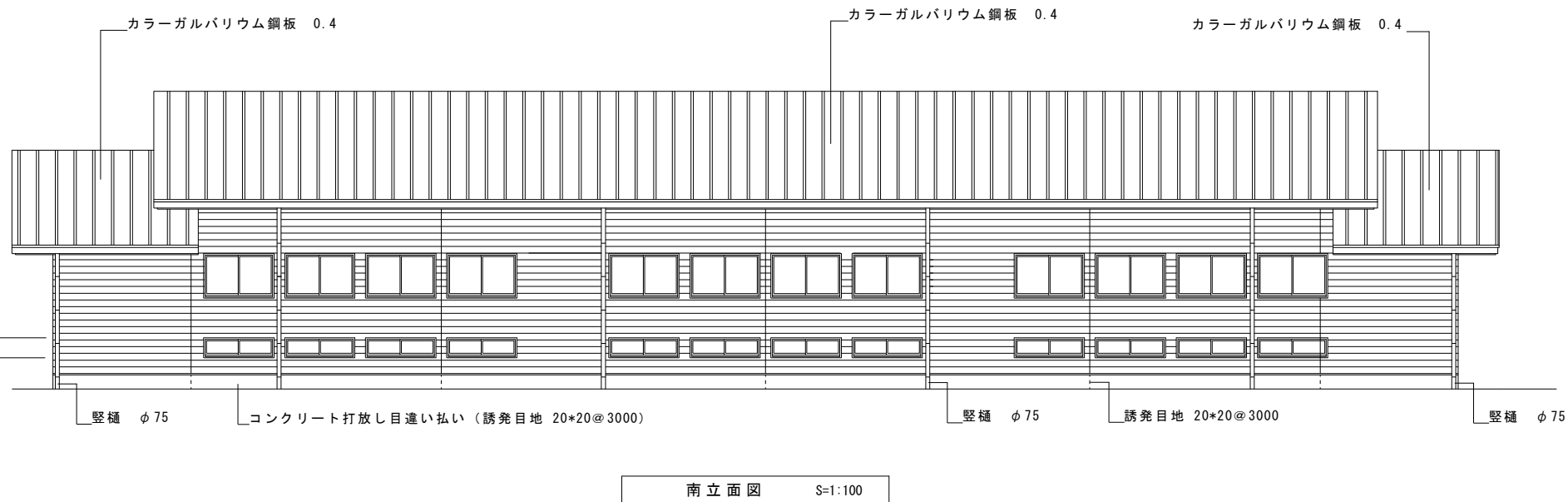
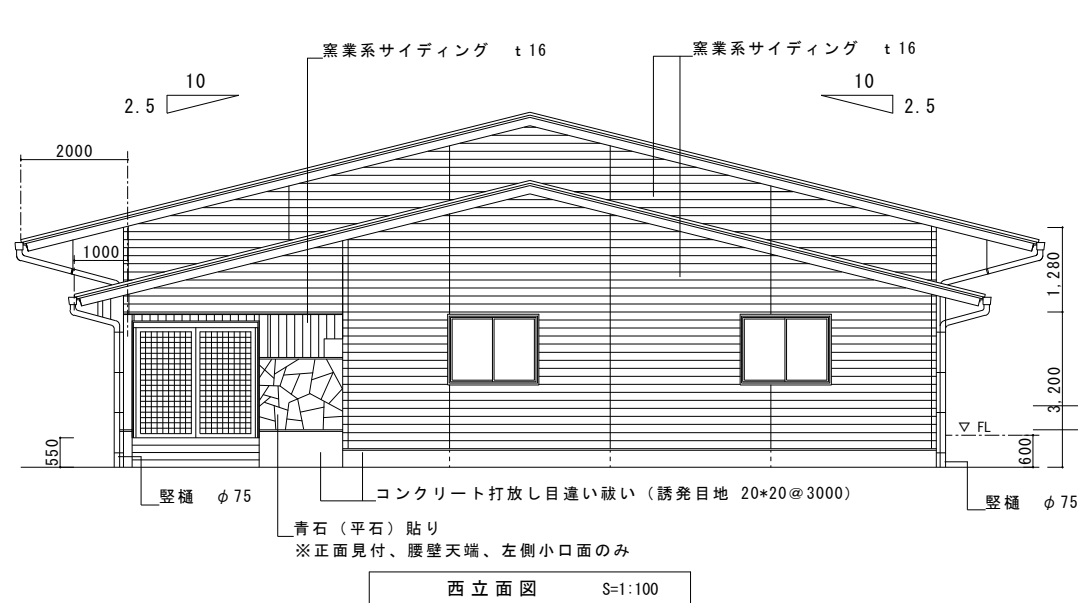


作 図	18 Dec '24	知事登録 第1486号  杉 山 設 計 工 房 ■管理建築士 一級建築士登録 第146989号 杉山 博司 SUGIYAMA ■ 〒796-0003 愛媛県八幡浜市大平 1-547-4 TEL 0894-24-3622 FAX 0894-22-3622	●工事名	●図 名	●縮 尺	承認印	検 印	製 図	A-04
訂正 変更			八幡浜中学校武道場新築建築主体工事	付 近 見 取 り 図 、 配 置 図					
訂正 変更									
訂正 変更									

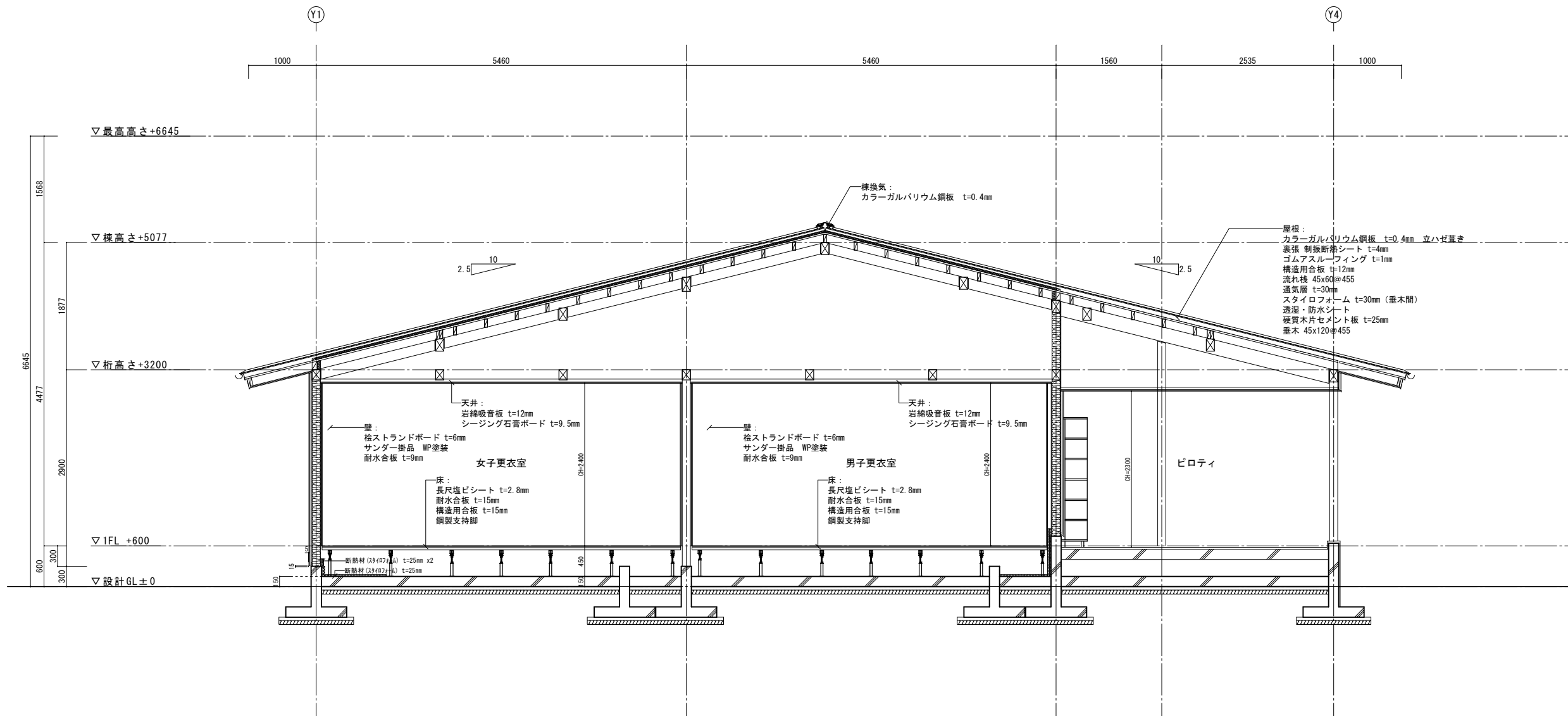


1 階 平 面 図 S=1:100

面 積 表	
男子更衣室	17.39㎡
女子更衣室	17.39㎡
道具庫	14.91㎡
倉庫	14.91㎡
剣道場	382.58㎡
合計	447.18㎡



作 図 訂正・変更 訂正・変更 訂正・変更	R6.12.18	知事登録 第1486号 杉 山 設 計 工 房 ■管理建築士 一級建築士登録 第146989号 杉山 博司 〒796-0003 愛媛県八幡浜市大平 1-547-4 TEL 0894-24-3622 FAX 0894-22-3622	●工事名 八代中学校武道場 新築工事（主体工事）	●図 名 立面図	●縮 尺 1 : 100	承認印	検 印	製 図 杉 山	A-**
--------------------------------	----------	--	--	------------------------	----------------------------	------------	------------	-----------------------	-------------



作 図	18 Dec '24	 知事登録 第 1 4 8 6 号 杉 山 設 計 工 房 ■ 管理建築士 一級建築士登録 第 1 4 6 9 8 9 号 杉 山 博 司 SUGIYAMA ■ 〒 7 9 6 - 0 0 0 3 愛媛県八幡浜市大平 1 - 5 4 7 - 4 TEL 0 8 9 4 - 2 4 - 3 6 2 2 FAX 0 8 9 4 - 2 2 - 3 6 2 2 ● 工事名 八代中学校武道場新築工事（主体工事） ● 図 名 矩 計 図 （ 1 ） ● 縮 尺 1/50 承認印 検 印 製 図	
訂正・変更			
訂正・変更			
訂正・変更			

件 名	八幡浜市議会議員及び八幡浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
担 当 課	総務企画部 総務課
根拠法令等	公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 141 条第 8 項、第 142 条第 11 項及び第 143 条第 15 項
施 行 日	公布の日

【 1. 趣旨】

市町村の議会の議員又は市町村長の選挙においては、市町村は、公職選挙法の選挙運動に関する規定に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の選挙運動に係る自動車の使用、ビラの作成、ポスターの作成を公費で負担することができる。

公職選挙法施行令の一部改正（令和 7 年 6 月 4 日政令第 200 号）の趣旨に則り、八幡浜市議会議員及び八幡浜市長の選挙における公費負担に係る限度額の見直しを行う。

【 2. 改正の概要】

(1) 第 8 条（選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続）

区分	限度額（ <u>改正後</u> ）	限度額（現行）
ビラの作成（1 枚当たり）	<u>8 円 3 8 銭</u>	7 円 7 3 銭

(2) 第 11 条（選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続）

区分	ポスターの作成（1 枚当たり）
限度額（現行）	$\frac{541円31銭 \times \text{ポスター掲示場の数} + 316,250円}{\text{ポスター掲示場の数}}$ (参考：ポスター掲示場の数が 96 箇所の場合、3,836 円)
限度額（ <u>改正後</u> ）	$\frac{586円88銭 \times \text{ポスター掲示場の数} + 316,250円}{\text{ポスター掲示場の数}}$ (参考：ポスター掲示場の数が 96 箇所の場合、 <u>3,882 円</u>)

【３．市長・市議選挙における改正後の公費負担一覧】

概要	限度額
一般運送契約（１日当たり） ※ 改正なし	64,500円
一般運送契約以外の契約	
自動車の借入れ（１日当たり） ※ 改正なし	16,100円
燃料の供給（１日当たり） ※ 改正なし	7,700円
運転手の雇用（１日当たり） ※ 改正なし	12,500円
ビラの作成（１枚当たり）	<u>8円38銭</u> ※ 市長選：<u>8円38銭</u>×16,000枚＝<u>134,080円</u> ※ 市議選：<u>8円38銭</u>×4,000枚＝<u>33,520円</u>
ポスターの作成（１枚当たり）	<u>586円88銭</u>×ポスター掲示場の数＋<u>316,250円</u> ポスター掲示場の数 （参考：ポスター掲示場の数が96箇所の場合、<u>3,882円</u>）

【参考条文】公職選挙法（抄）

（自動車、船舶及び拡声機の使用）

第百四十一条 （略）

2～7 （略）

8 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙については、地方公共団体は、前項の規定（参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第一項の自動車の使用について、無料とすることができる。

（文書図画の頒布）

第百四十二条 （略）

2～10 （略）

11 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙については、地方公共団体は、前項の規定（参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第一項第三号から第七号までのビラの作成について、無料とすることができる。

（文書図画の掲示）

第百四十三条 （略）

2～14 （略）

15 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙については、地方公共団体は、前項の規定（参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第一項第四号の三の個人演説会告知用ポスター（都道府県知事の場合に限る。）及び同項第五号のポスターの作成について、無料とすることができる。

件 名	八幡浜市報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定について
担 当 課	総務企画部 総務課
根拠法令等	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和 25 年法律第 179 号）第 14 条第 1 項
施 行 日	公布の日

【 1. 趣旨】

選挙長等、選挙事務に従事する者の報酬については、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定に準じて、八幡浜市報酬及び費用弁償等支給条例に定めている。

最近における物価の変動等を考慮し、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年 6 月 4 日法律第 50 号）が成立し、選挙事務に従事する者の報酬に係る基準が改定されたことに伴い、八幡浜市報酬及び費用弁償等支給条例に定める報酬についても見直しを行う。

【 2. 改正の概要】

選挙長等の費用弁償額

報酬の種類	改正後（円）	改正前（円）	差額（円）
投票所の投票管理者	14,500	12,700	+1,800
期日前投票所の投票管理者	12,800	11,200	+1,600
投票所の投票立会人	12,400	10,800	+1,600
選挙長 開票管理者	12,200	10,700	+1,500
期日前投票所の投票立会人	10,900	9,600	+1,300
選挙立会人 開票立会人	10,100	8,900	+1,200

（選挙長等の費用弁償額）

第十四条 選挙長（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙にあつては選挙分会長、参議院合同選挙区選挙にあつては選挙長及び選挙分会長。以下この条において同じ。） 、投票管理者、開票管理者、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人が職務のために要する費用の額は、次に掲げるとおりとする。

一	選挙長	一日につき	一万二千二百円
二	投票所の投票管理者	一日につき	一万四千五百円
三	共通投票所の投票管理者	一日につき	一万四千五百円
四	期日前投票所の投票管理者	一日につき	一万二千八百円
五	開票管理者	一日につき	一万二千二百円
六	投票所の投票立会人	一日につき	一万二千四百円
七	共通投票所の投票立会人	一日につき	一万二千四百円
八	期日前投票所の投票立会人	一日につき	一万九百円
九	開票立会人	一日につき	一万百円
十	選挙立会人	一日につき	一万百円